一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育て・介護を両立させることができ、全従業員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和５年１月１日～令和９年 12 月 31 日までの５年間

２．内容

目標１　：　産前産後休業や育児休業給付など制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞

●令和５年１月～　制度に関する法改正等を整理

●令和５年２月～　情報提供と実施の促進

目標２　：　妊娠中の女性従業員の母性健康管理について、制度の周知を図る。

＜対策＞

●令和５年１月～　制度に関する法改正等を整理

●令和５年２月～　情報提供と実施の促進

目標３　：　小学校就学前の子を持つ従業員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を定着させる。

＜対策＞

●令和５年１月～　制度に関する法改正等を整理

●令和５年２月～　情報提供と実施の促進